

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【公表番号】特表2004-521052(P2004-521052A)

【公表日】平成16年7月15日(2004.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2004-027

【出願番号】特願2001-543466(P2001-543466)

【国際特許分類第7版】

C 0 4 B 35/581

C 0 4 B 35/64

C 0 4 B 41/80

H 0 1 L 21/68

【F I】

C 0 4 B 35/58 1 0 4 U

C 0 4 B 41/80 A

H 0 1 L 21/68 R

C 0 4 B 35/64 A

【手続補正書】

【提出日】平成15年6月16日(2003.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本質的に窒化アルミニウムからなる物体の体積比抵抗を低減する方法であり、その物体を窒素が不足している雰囲気において少なくとも1000の温度に曝すことを含む方法。

【請求項2】

23の温度で $1 \times 10^{13}$ ohm・cmより小さい体積比抵抗を有する多結晶質窒化アルミニウム体の形成方法であり：

a) 本質的に窒化アルミニウムからなる未焼成体を焼成して多結晶質体を形成させること；および

b) 多結晶質体の体積比抵抗を23の温度で $1 \times 10^{13}$ ohm・cmより小さくするのに十分な時間、窒素が不足している雰囲気に少なくとも1000の浸漬温度に該多結晶質体を曝すこと、

の段階を含む方法。

【請求項3】

窒化アルミニウムから本質的になる静電チャックの体積比抵抗を低減させる方法であり、該静電チャックの少なくとも一部を窒素が不足している雰囲気に少なくとも1000の温度に曝すことを含む方法。

【請求項4】

a) 第1の面および第2の面を有する電極；ならびに

b) 窒化アルミニウムを窒素が不足している雰囲気において少なくとも1000の温度に曝すことを含む方法により生成される、窒化アルミニウムから本質的になる物体であり、該物体は該電極の第1の面に第1の部分ならびに該電極の第2の面に第2の部分を有し、該物体の第1の部分は23の温度で $1 \times 10^{13}$ ohm・cmより小さい体積比抵抗を有し、そして第2の部分の体積比抵抗は第1の部分と一桁異なる大きさの範囲内にある、

ことを含む静電チャック。